

## 農林水産業の振興対策について

九州部会提出  
説明担当 西都市

農林水産業は、食料の供給や、国土・自然環境の保全など、国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら、我が国の農林水産業は、労働力の高齢化、構造改革の立ち後れなどにより生産活動が低下し、耕作放棄地や森林及び漁場の荒廃等が進行している。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の大筋合意を踏まえ、農林水産業の持続的な発展のためには、農地、森林、海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに、食料自給率の向上等に向けた取組が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

### 記

1. 過疎地域及び中山間地域等における耕作放棄地の解消や基盤整備、環境整備等に資する施策を積極的に推進し、農業の振興、農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること。
2. 農林水産業の新規就業者の育成を強力に推進するとともに、担い手の確保及び育成に必要な支援措置の拡充を図ること。
3. 新たな市場や付加価値を創出するため、農山漁村の6次産業化や農商工連携を促進する支援措置の拡充を図ること。
4. 「日本型食生活」の維持、食料自給率向上等のため、外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。
5. 畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに、口蹄疫、鳥インフルエンザ及び豚流行性下痢などの家畜伝染病等に対する支援策を拡充すること。
6. 野生鳥獣による農林業、生活環境等に及ぼす被害が深刻化していることから、被

害防除対策、個体数管理及び生息環境管理を一層推進し、安全かつ効率的、効果的な対策を講じること。

7. 国土の保全、水源の涵養等の森林の持つ重要な役割を維持するため、森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援、治山事業等の推進、林産物の供給対策等の支援、木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。

8. 沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに、資源管理型漁業の推進、種苗放流等の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら、水産業振興のための支援策を強化すること。

9. 農林水産業における生産に必要な資材（燃油、飼料、肥料等）について価格と供給の安定対策を一層強化すること。

10. TPP協定に対する国民の懸念・不安を払拭するため、国民に対し十分な情報発信と説明を行うこと。

11. 農林水産業について、持続的な経営維持・発展のために万全の対策を講じるとともに、地域の実情に即した施策の確立と十分な財源の確保を行うこと。